令和８年度　磐田市短期集中予防事業　実施要領

第１章　基本事項

（趣旨）

第１条　この要領は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第１項第１号に規定する第１号事業（以下「第１号事業」という。）のうち保健医療に関する専門的な知識を有する者が提供する事業（以下「短期集中予防事業」）の実施について定めるものとする。

２　短期集中予防事業は、加齢や疾病によりフレイルになった高齢者が、自立した自分らしい生活を取り戻すためのサービスである。利用者それぞれの目標を達成するため、フレイルからの再自立を促し、サービスに依存しないセルフマネジメント力を高めることを目指す。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

⑴　サービス・活動Ｃ　法第 115 条の 45 第１項第１号イに規定する第１号訪問事業及び法第 115 条の 45 第１項第１号ロに規定する第１号通所事業のうち保健医療に関する専門的な知識を有する者が指導を行うものをいう。

⑵　介護予防支援・ケアマネジメント事業者　法第８条の２第 16 項に規定する介護予防支援事業及び法第 115 条の 45 第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を行う者をいう。

（一般原則）

第３条　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　事業者は、サービス事業を運営するに当たっては、地域との結付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

第２章　サービス・活動Ｃ

第１節　サービスの内容等

（プログラム）

第４条　サービス・活動Ｃとして実施するサービスの内容は、利用者の居宅及び施設等において次の各号のプログラムを介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供する。なお、居宅で行うプログラムと施設等で行うプログラムは併用可能とする。ただし、同一プログラムのサービス提供は１つの事業所によるものとする。

⑴　運動機能向上プログラム

ア　居宅で継続できるトレーニング等により運動機能向上を目指す。

イ　利用者の具体的な生活上の課題を明らかにし、実際の動作を指導して IADL（手段的日常生活動作）の向上を目指す。

ウ　サービス提供がない期間の生活や活動の計画を立て、実施状況を評価してセルフマネジメント力

の向上を目指す。

エ　地域活動への参加等につながる働きかけを行う。

⑵　栄養改善プログラム

ア　利用者の栄養に関する課題を明らかにし、食事内容の提案による低栄養状態の改善を目指す。

イ　利用者や利用者の家族に対し調理を含む栄養指導により日常生活における「食べること」の自立を目指す。

⑶　口腔機能向上プログラム

ア　利用者の口腔に関する課題を明らかにし、口腔機能を維持・向上させることの必要性の理解を得る。

イ　日常的な口腔清掃が意義と必要性の理解を得て、動機付け習慣づけを行う。

ウ　日常生活の場で継続できるトレーニングの指導により摂食・嚥下機能の向上を目指す。

（サービス実施方法）

第５条　サービス・活動Ｃの実施方法は、次のとおりとする。

⑴　サービスの提供回数は、12 回以内とする。

⑵　サービスの実施期間は、概ね３か月間（概ね週１回）以内とする。

⑶　サービス１回あたりの所要時間は、次のとおりとする。

ア　運動機能改善プログラム　40 分以上

イ　栄養改善プログラム　30 分以上（１月につき１回を限度とする。）

ウ　口腔機能向上プログラム　30 分以上（１月につき１回を限度とする。）

（人員に関する基準）

第６条　サービス・活動Ｃの人員は、サービスの提供を行う時間帯を通じて、次に掲げる基準によるものとし、利用者に対する従事者はサービス期間中においては同一の者とする。

⑴　運動機能向上プログラム

理学療法士又は作業療法士若しくは柔道整復師いずれか１名

⑵　栄養改善プログラム

管理栄養士又は栄養士いずれか１名

⑶　口腔機能向上プログラム

歯科衛生士又は言語聴覚士いずれか１名

⑷　サービス１回あたりの定員は、４人以内とする。

２　運動機能改善プログラムと栄養改善プログラム及び口腔機能向上プログラムは同時に実施できるものとする。ただし、同時に実施した場合においても提供回数は 12 回以内とする。

（設備に関する基準）

第７条　施設等においてサービスを提供する場合は、サービスを実施する事業所には、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

（他のサービスとの関係）

第８条　施設等においてサービス提供をする場合は、他のサービスの提供と同時に実施できることとする

が、第６条及び第７条に定める基準に支障がないものとするとともに、同時に実施する他のサービスの人員及び設備基準にも支障がないものとすること。

第２節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第９条　サービス・活動Ｃ事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービス内容の説明を行い、同意を得ること。

（提供拒否の禁止）

第１０条　サービス・活動Ｃ事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（心身の状況等の把握）

第１１条　サービス・活動Ｃ事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

（介護予防支援・マネジメント事業者等との連携）

第１２条　サービス・活動Ｃ事業者は、サービスの提供に当たっては、介護予防支援・マネジメント事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援・マネジメント事業者等」という。）との密接な連携に努めること。

２　サービス・活動Ｃ事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

（介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービス・活動Ｃの提供）

第１３条　サービス・活動Ｃ事業者は、介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスを提供すること。

（介護予防サービス・支援計画書の変更の援助）

第１４条　サービス・活動Ｃ事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者への連絡その他の必要な援助に努めること。

（サービス・活動Ｃの提供の記録）

第１５条　サービス・活動Ｃ事業者は、サービスの提供日及び内容を利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載すること。

（利用料等の額）

第１６条　サービス・活動Ｃ費用基準額は、別表１に定める。

（緊急時等の対応）

第１７条　サービス・活動Ｃ従事者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

（事業所及び従事者の責務）

第１８条　サービス・活動Ｃ事業所は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　サービス・活動Ｃの利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　従事者の業務の実施状況を把握すること。

⑶　その他サービス・活動Ｃの内容の管理について必要な業務を実施すること。

２　サービス・活動Ｃ事業所従事者は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用者の状態の変化やサービス・活動Ｃに関する意向を把握すること。

⑵　サービス担当者会議等への出席により､介護予防支援･マネジメント事業者等との連携を図ること。

（衛生管理等）

第１９条　サービス・活動Ｃ事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

２　サービス・活動Ｃ事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

３　サービス・活動Ｃ事業者は、事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

（秘密保持等）

第２０条　サービス・活動Ｃ従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　サービス・活動Ｃ事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

（苦情への対応）

第２１条　サービス・活動Ｃ事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応に努めること。

２　サービス・活動Ｃ事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

３　サービス・活動Ｃ事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（市が実施する事業への協力）

第２２条　サービス・活動Ｃ事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めること。

（事故発生時の対応）

第２３条　サービス・活動Ｃ事業者は、利用者に対するサービス・活動Ｃの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者等に連絡を行うと

ともに、必要な措置を講じなければならない。
２　サービス・活動Ｃ事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。
３　サービス・活動Ｃ事業者は、利用者に対するサービス・活動Ｃの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）
第２４条　サービス・活動Ｃ事業者は、虐待の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

第３節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（サービス・活動Ｃの具体的取扱方針）
第２５条　サービス・活動Ｃの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握に努めること。
２　サービス・活動Ｃ従事者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な内容、実施期間等について定めた計画を、必要に応じ作成すること。
３　サービス・活動Ｃ従事者は、サービス・活動Ｃ計画を作成する場合、介護予防サービス・支援計画書に沿ってサービスＣ計画を作成すること。
４　サービス・活動Ｃ従事者は、サービス・活動Ｃ計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
５　サービス・活動Ｃ従事者は、サービス・活動Ｃ計画を利用者に交付すること。
６　サービス・活動Ｃの提供に当たっては、サービス・活動Ｃ計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
７　サービス・活動Ｃの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
８　サービス・活動Ｃの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。
９　サービス・活動Ｃ従事者は、必要に応じて利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援・マネジメント事業者に報告するとともに、サービス・活動Ｃ計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、必要に応じ、サービスの実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。
１０　サービス・活動Ｃ従事者は、モニタリングを実施した場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援・マネジメント事業者に報告すること。
１１　サービス・活動Ｃ従事者は、モニタリングを実施した場合は、当該モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてサービス・活動Ｃ計画の変更を行うこと。

（サービス・活動Ｃの提供に当たっての留意点）
第２６条　サービス・活動Ｃの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げ

る事項に留意しながら行うこと。

⑴　サービス・活動Ｃ事業者は、サービス・活動Ｃの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、サービス・活動Ｃの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス・活動Ｃの提供に努めること。

⑵　サービス・活動Ｃ事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

附則

（施行期日）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この改正後の短期集中予防事業の規定は、この施行の日以後のサービス提供について適用し、同日前のサービス提供については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

サービス・活動Ｃ

１回あたりのサービス単価

プログラム	
運動機能向上プログラム	６，０６０円
栄養改善プログラム	５，４５０円
口腔機能向上プログラム	３，６２０円

１回あたりの利用者自己負担

プログラム	１割負担	２割負担	３割負担
運動機能向上プログラム	６００円	１，２００円	１，８００円
栄養改善プログラム	５４０円	１，０８０円	１，６２０円
口腔機能向上プログラム	３６０円	７２０円	１，０８０円